



手続き

ワンストップサービス…	77
コンビニ納付……………	78
コンビニ交付……………	79
戸籍と住所……………	80
パスポート（旅券）……	85
国民健康保険……………	86
国民年金……………	88
税金……………	90

？
お問い合わせ
対象

総合窓口センター（市民課）で ワンストップサービス

ライフイベント（出生・死亡・婚姻・住所変更など）に
関する手続きがワンフロアでできます

書かないワンストップ窓口も始まりました！

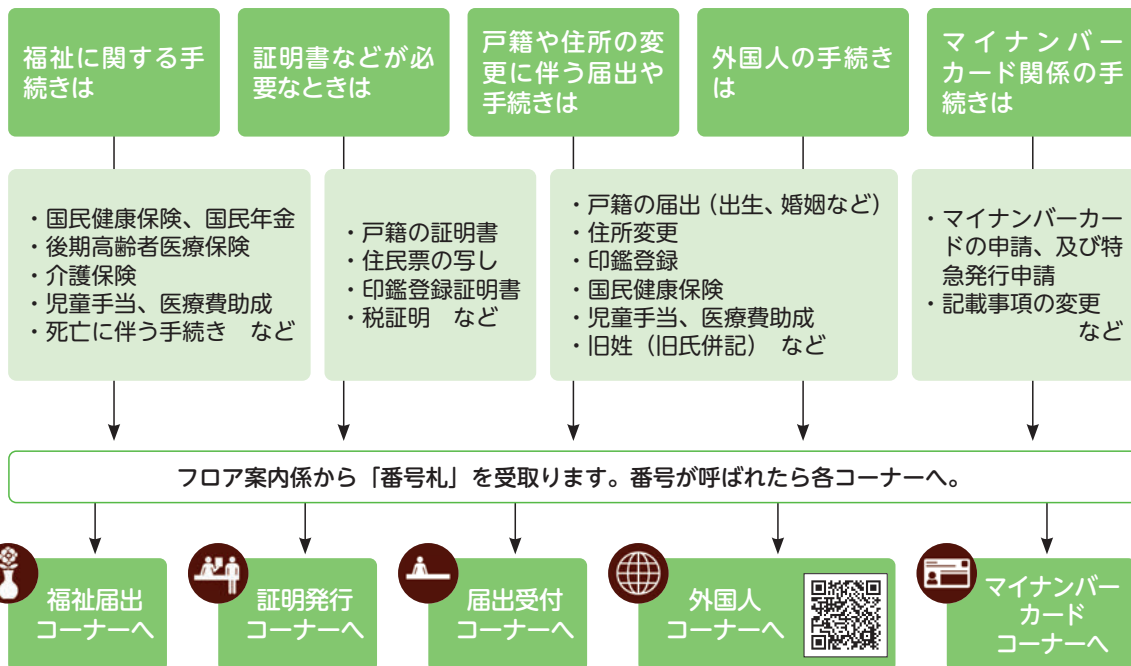
住民異動など約130の手続きが、確認の署名だけで手続きができます

住所変更やそれに伴う関連手続き、証明発行など約130の手続きは、窓口で手続きに必要な事項を、窓口担当者がシステムを使って確認しながら一緒に手続きを進め、申請書を作成するため、確認の署名だけで手続きができます。

手続き



ワンストップサービス



※一部の手続きについては、担当課へ
ご案内させていただくことがあります
ので、ご了承ください。



市民課（総合窓口センター） 本館1F



089-948-6346



089-934-1801



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

コンビニ納付とスマホ決済アプリ納付

市税や保険料など下記の14種類は、金融機関や市役所窓口に加え、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。コンビニでの納付は、市内はもちろん日本全国、店舗営業時間内であれば、いつでも利用できます。また、スマホ決済アプリは、納付書に印字されるバーコードをアプリで読み取ることで、いつでもどこでも納付できます。

対象となる市税など	利用できるアプリ	利用できるコンビニ
●市県民税・森林環境税（普通徴収）	①PayB	(1)MMK設置店（マルチメディアキオスク）
●固定資産税	②PayPay	(2)くらしハウス
●軽自動車税	③支払秘書	(3)スリーエイト
●国民健康保険料	④J-Coin Pay	(4)生活彩家
●介護保険料	⑤d払い	(5)セイコーマート
●後期高齢者医療保険料	⑥a u PAY	(6)セブンイレブン
●保育料	⑦AEON Pay	(7)タイエー
●市営住宅使用料	⑧楽天ペイ	(8)デイリーヤマザキ
●市営住宅駐車場使用料	①、③、④	(9)ニューヤマザキデイリーストア
●学校給食費	①、②、④、⑤、⑥、⑧	(10)ハセガワストア
●スポーツ振興センター共済掛金	⑨楽天銀行アプリ、⑩銀行Pay	(11)ハナナスクラブ
●母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	⑪Fami Pay	(12)ファミリーマート
●奨学資金貸付金返還金		(13)ポプラ
		(14)ミニストップ
		(15)ヤマザキスペシャルパートナーショップ
		(16)ヤマザキデイリーストア
		(17)ローソン
		(18)ローソンストア100
●上下水道料金		

(注) 利用できるアプリやコンビニは、年度途中に追加や変更される場合があります。

■コンビニとスマホ決済アプリで利用できない納付書

- バーコードが印字されていない納付書
 - 1件当たりの金額が30万円を超えている納付書
 - 納付期限を過ぎた納付書
 - 破損や汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書
 - 金額や氏名などが訂正されている納付書
- ※該当する場合は、金融機関や市役所（各支所）で納めてください。ただし、金額や氏名などが訂正されている場合は、下記の市役所担当課までご連絡ください。

■コンビニ納付時の注意等

- 納付書は納期ごと一枚ずつのもの（単票形式）になりますので、納期をよく確かめて対象の納付書のみを提出して納めてください。
- ハガキ形式の納付書は、納付者住所が記載されている部分を切り離してから納付してください。
- 納付した際にコンビニから受け取る「押印済みの『領収証書』」や「レシート」は納付した重要な証拠になりますので大切に保管してください。

■スマホ決済アプリ納付時の注意等

- 領収証書は発行されません。
- ※領収証書や軽自動車税納税証明書（継続検査用）が必要な方は、金融機関や市役所（各支所）、コンビニで納めてください。
- 納付後の取り消し・変更はできません。
- 決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担です。
- 重複納付（スマホ決済アプリ納付と窓口納付など）にご注意ください。
- ※スマホ決済アプリで納付した納付書を誤って再使用しないようご注意ください。
- 納付前に、本人確認の設定などが必要かどうかご確認ください。

納付推進課 本館2F ☎ 089-948-6271 市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税の納付について

健康保険課 別館3F ☎ 089-948-6368 国民健康保険料について

介護保険課 別館2F ☎ 089-948-6966・6919 介護保険料について

健康保険課 別館3F ☎ 089-948-6406・6371・6941 後期高齢者医療保険料について

保育・幼稚園課 別館2F ☎ 089-948-6412・6882 保育料について

？ 住宅課 本館7F ☎ 089-948-6502 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料について

子育て支援課 福祉・子育て相談窓口 別館1F ☎ 089-948-6749 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について

教育総務課 第4別館3F ☎ 089-948-6869 奨学資金貸付金返還金について

保健体育課 第4別館2F ☎ 089-948-6812 学校給食費、スポーツ振興センター共済掛金について

ヴェオリア・ジェネッツ株松山営業所 竹原2丁目7-30 ☎ 089-915-0311 上下水道料金について

会計事務局 本館4F ☎ 089-948-6244

※本文中にある「コンビニ」とは、「コンビニエンスストア」の略語であり、同義です。

※本文中にある「スマホ決済アプリ」とは、「スマートフォン決済アプリ」の略語であり、同義です。

手続き

コンビニ納付

まさにファストパス！ 最寄りのコンビニで住民票・印鑑証明書 などの証明書が待たずに取得できます。

取得できる証明書

●住民票の写し（全部・一部）	1通 300円	※松山市に住民登録がある。
●印鑑登録証明書	1通 300円	※松山市に印鑑登録がある。
●戸籍証明書（全部・個人事項証明書）	1通 450円	※松山市に本籍がある。
●市県民税（所得）・非課税証明書	1通 300円	※賦課期日（1月1日）時点と申請日に松山市に住民登録がある。

タッチパネルで簡単操作！



利用するために必要なもの



マイナンバーカード



4桁の暗証番号



手数料



コンビニ交付について

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、マイナンバーカード（特定在留カード等）を使って住民票の写しなどの証明書が「いつでも」「どこでも」「すぐに」取得できます。
※本籍地が松山市外の方は本籍がある自治体へお問い合わせください。

■利用できる店舗

セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート、イオンなど全国のマルチコピー機のある店舗で取得できます。

■利用時間

6:30～23:00（12/29～1/3、システム保守点検日を除く）



らくらく窓口証明書交付機

らくらく窓口証明書交付機はマイナンバーカード（特定在留カード等）を使って申請書を書かなくても住民票の写しなどの証明書が手軽に取得できます。

マルチコピー機と同じタッチパネル操作なので、次回からお近くのコンビニエンスストアでも簡単に証明書を取得できます。

■設置場所

市民課：総合窓口センター 2台

市民サービスセンター（フジグラン松山）、久枝支所、三津浜支所、桑原支所、道後支所、余土支所、石井支所、中島支所 各1台

■利用時間

各施設の開庁時間

操作が不安な方は
職員がサポートします!!



コンビニ交付
ホームページ



注意事項



- 取得できる証明書はすべて最新（年度）のものに限ります。
- 住所変更や戸籍の届出を行った場合は、内容が反映されるまで数日かかることがあります。
- 戸籍証明書について、松山市に本籍はあるが住民登録が松山市以外の方は、事前に利用登録申請が必要です。

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書は、



市民課（総合窓口センター） 本館1F ☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

市県民税課税（所得）証明書は、

納付推進課証明担当 本館2F ☎ 089-948-6285 FAX 089-934-1802



お問い合わせ



対象

手続き



コンビニ交付



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

時間延長のお知らせ

● 受付時間を延長する日

毎週木曜日 8:30~19:00

(祝日・年末年始を除く)

毎月第2土曜日 8:30~17:00

● 開設場所

松山市役所市民課（総合窓口センター）本館1階
松山市二番町四丁目7-2

● 取扱業務

住所変更、印鑑登録、マイナンバーカード、戸籍の届出などと、それに関連する国民健康保険、医療費助成、国民年金、児童手当、市立小中学校の転校など

※戸籍届（婚姻・出生・死亡など）は、受領（お預かり）となり関連する手続きが完了しない場合もあります。

※他市区町村、市役所の他の窓口は開いていませんので、取り扱いできない手続きもあります。

※税金などのお支払いはできません。78ページのコンビニ納付やスマートフォン決済アプリをご利用ください。

窓口での本人確認が必要です

虚偽の届出や不正な証明書取得を防止するため、市民課および各支所などでは、各種届出などの手続きや証明書の請求のときに、窓口に来られた方の本人確認を実施しています。必ず、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。

また、代理の方が窓口に来るときには、委任状が必要です。

市民課（総合窓口センター） 本館1F
☎ 089-948-6337

手続き



戸籍と住所

戸籍と住所

戸 籍

戸籍に関する届け出は？

市民課（総合窓口センター） 本館1F
☎ 089-948-6344 FAX 089-934-1801

戸籍（松山市）の証明が必要なときは？

松山市に本籍のある方の戸籍謄本・抄本および身分証明書など戸籍関係の証明は、市民課、各支所、出口出張

所、各市民サービスセンターで請求してください。

ただし、北条支所出張所（浅海・立岩・河野・栗井）では即日交付はできません。

市民課（総合窓口センター） 本館1F
☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

戸籍（松山市以外）の広域交付は？

令和6年3月1日から、本籍地以外の全国どこの市区町村でも、戸籍（除籍）全部事項証明書、除籍謄本の交付が受けられるようになりました。

詳しくはホームページをご覧ください。

● **受付場所は** 市民課、各支所、出口出張所、各市民サービスセンター

（戸籍関係）

届出の名称	届出の期間	届出をする人	届出の場所	用紙	届出に必要なもの
出生届	出生した日から14日以内	父または母	生まれた所または住所地、本籍地の市区町村	市民課、各支所にあります	● 出生証明書（出生届と同じ用紙） ● 母子手帳（児童手当の申請に必要なものとして） ● 通帳（口座番号がわかるもの）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親 族	死亡した所または住所地、本籍地の市区町村		● 死亡診断書（死亡届と同じ用紙）
婚姻届	任 意	婚姻する2人	2人のいずれかの住所地または本籍地の市区町村		● 成年者※1の証人2人の署名が必要
転籍届	任 意	戸籍の筆頭者および配偶者	住所地・現本籍地または新本籍地の市区町村		
離婚届	（協議による離婚） 任 意 ※裁判離婚は、成立・確定した日から10日以内	夫および妻 ※裁判離婚は申立人	夫・妻いずれかの住所地または本籍地の市区町村		〈協議による離婚〉 成年者※1の証人2人の署名が必要 〈裁判離婚〉 ● 調書・審判書・判決書の謄本 + 確定証明書（審判・判決の場合）

令和6年3月1日以降の届出から戸籍謄本の添付は原則不要となりました。

※1 成年者とは、18歳以上の人をいいます。

住民票

住民票に関する届け出は？



市民課(総合窓口センター) 本館 1F

☎ 089-948-6337 FAX 089-934-1801

住民票の写しが必要なときは？



各種手続で住所・氏名・生年月日などを証明するものです。市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所(浅海・立岩・河野・栗井)、各市民サービスセンターで請求してください。



市民課(総合窓口センター) 本館 1F

☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

- **受付時間** 平日 8:30~17:00
※広域交付はお渡しまでに時間がかかることが想定されます。時間に余裕をもってお越しください。
- **請求できる戸籍と手数料は**
 - 戸籍全部事項証明書 450円
 - 除籍全部事項証明書 750円
 - 除籍謄本(改製原戸籍謄本含む) 750円
- **請求できる戸籍は**
 - ・窓口に来られる本人の戸籍、配偶者、父母や祖父母(直系尊属)、子や孫(直系卑属)の戸籍
- **本人確認書類は**
 - ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の官公署発行の顔写真付きのもの
- **その他**
 - ・一部事項証明書、個人事項証明書(抄本)は請求できません。
 - ・郵便請求や委任状による代理人請求はできません。
 - ・広域交付ができない場合は、本籍地のある市区町村に郵便請求をしてください。



市民課(総合窓口センター) 本館 1F

☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

(住民票関係)

届け出の名称	届け出の期間	届け出をする人	場所	届け出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人または世帯主・世帯員および代理人※1	市民課、各支所、サービスセンターではできません※2	●前住所の市区町村で発行された転出証明書 ●マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ●在留カードなど(外国人のみ※3)
転出届	あらかじめ転出前に			●マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ●在留カードなど(外国人のみ※3)
転居届	転居した日から14日以内			●マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ●在留カードなど(外国人のみ※3)
変更届 〔世帯主を変えたり、世帯を分けたり、合併したとき〕	変更した日から14日以内			

※1 代理人が届出をする場合は、委任状が必要です。また、窓口に来る代理人の本人確認書類をお持ちください。

※2 外国人を含む届出は、市民課のみの受付となります。

※3 外国人の場合は、世帯主との続柄を証明する文書およびその訳文が必要となる場合があります。

主な各種証明手数料は

市民課(総合窓口センター) ☎ 089-948-6342 本館 1F

種別	単位	金額	種別	単位	金額
戸籍全部・個人事項証明	1通	450円	住民票記載事項証明書	1通	250円
除籍全部・個人事項証明	1通	750円	印鑑登録証明書	1通	300円
除籍謄本・抄本	1通	750円	身分証明書	1通	300円
届書等情報内容証明書 (戸籍届書記載事項証明書)	1通	350円	転出証明書		無料
戸籍届受理証明書	1通	350円	固定資産(公課・評価)証明書	1通	300円
婚姻届の受理証明書(上質紙)	1通	1,400円	納税証明書	1通	300円
戸籍の附票の写し	1通	300円	市県民税・森林環境税課税(所得)証明	1通	300円
住民票の写し(全部・一部)	1通	300円	継続検査用納税証明書		無料

※税などの証明書で確認が必要な場合は、各担当課での取り扱いとなる場合があります。

住民票の広域交付は？

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、全国どここの市区町村でもマイナンバーカードまたは運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付き本人確認書類を提示することで、本人および同一世帯員の住民票の写しの交付が受けられます。

詳しくは市民課までお問い合わせください。

- **受付場所** 市民課、各支所、出口出張所、各市民サービスセンター
- ▼ **受付時間** 平日 9:00～16:30
(上記時間外の受付はできません)
- ▼ **手数料** 300円(松山市で請求する場合です。松山市以外で請求するときは、その市区町村が定めた手数料が適用されます)
- **その他**
 - この写しは、戸籍の表示(本籍・筆頭者)や住所の履歴は記載されません。
 - 松山市に住民登録をしている方は、松山市でこの写しを請求できません。
 - この写しは、転出や死亡による除かれた住民票は交付できません。

市民課(総合窓口センター) 本館1F
☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

旧姓(旧氏)を併記したいときは？

旧姓(旧氏)とは、その人の過去の戸籍上の氏です。申請により住民票やマイナンバーカード等に旧姓(旧氏)が併記され、婚姻等で氏に変更があった場合でも、今まで称してきた旧姓(旧氏)を公証することができます。旧姓(旧氏)併記は、旧姓を使用して活動する方の本人確認等に役立ちます。

旧姓(旧氏)を併記する場合は、戸籍謄抄本に記載されている過去の氏から1つを選んで併記することができます。また、併記した旧姓(旧氏)の変更や削除もできます。※削除すると旧氏の再記載は削除後に変更があった場合に限ります。

- **旧姓(旧氏)が記載されるもの** 住民票の写し、住民票記載事項証明、マイナンバーカード、署名用電子証明書、印鑑登録証明書
※旧姓(旧氏)併記を申請された場合は、旧姓(旧氏)の記載省略はできません。
※住民票の写し、住民票記載事項証明には振り仮名が記載されます。
- **申請場所** 市民課、各支所(出口出張所含む)
※他市区町村に住民登録がある場合は、住民登録のある市区町村にご確認ください。
- **申請に必要なもの** 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、申請者の戸籍謄抄本、委任状(代理人申請の場合)、申請者の印鑑(代理人申請の場合)、記載しようとしている旧氏の振り仮名

を使用していたことが確認できる書類(預金通帳等の写し、パスポート、旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある戸籍謄本など)

市民課(総合窓口センター) 本館1F
☎ 089-948-6337 FAX 089-934-1801

転入転出の特例は？

マイナンバーカード(特定在留カード等)をお持ちの方は、あらかじめ住民登録している市区町村の窓口などで『特例転出』を行えば、転入地の市町村にカードを持参することで「転出証明書」の交付無しで転入手続きができます。ただし、異動日(新住所に住み始めた日)から14日以内もしくは転出予定日から30日以内のいずれか早い日までに手続きができることが条件です。手続きには、カードに設定した暗証番号(数字4桁)が必要です。詳しくは下記担当までご連絡ください。

市民課(総合窓口センター) 本館1F
☎ 089-948-6337 FAX 089-934-1801

オンラインで転出するには？

マイナンバーカード(特定在留カード等)を使って、マイナポータルから、転出届ができます。この手続きを利用すると、市外への転出届がオンラインで完結し、松山市役所への来庁は原則不要です。また、転入(転居)予定の市区町村へ来庁予定の連絡ができます。

手続きには電子証明書が有効なマイナンバーカード(暗証番号が必要です)を用意し、マイナポータルにアクセスして、マイナンバーカードの読み取りができる端末(スマートフォン・PC)が必要です。



市民課(総合窓口センター) 本館1F
☎ 089-948-6337 FAX 089-934-1801

マイナンバーカードの手続場所は？

松山市マイナンバーカードセンターでは、ほぼ毎日、電子証明書の更新やマイナンバーカードの受取などができます。

- **業務時間** 10:00～19:00(最終受付18:45)
- **休業日** 毎月第3土曜日の翌日曜日と年末年始(12月29日から翌年1月3日)(国のシステムが停止するため)
※設備点検等のため、臨時休業日の場合があります。
- **場所** 松山市湊町5丁目1番地1 いよてつ高島屋南館1階
- **業務内容は**
 - ・電子証明書の更新と発行



- ・カードの申請用顔写真無料撮影サービス
- ・カードの特急発行申請、申請済みカードの受取
- ・暗証番号の再設定、券面記載事項変更 など

松山市マイナンバーカードセンター

湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋南館1階

☎ 089-907-0810

マイナンバーカードの申請は？

市民課とマイナンバーカードセンター、市内26の郵便局で申請サポート（顔写真の無料撮影と申請書の作成支援）をしています。

また、スマートフォンからの申請に必要なQRコード付申請書の送付を電話で受け付けています。

〈市民課での申請サポート〉

- **受付時間** 平日 8:30～17:00
平日木曜日 8:30～19:00
第2土曜日 8:30～17:00

〈マイナンバーカードセンターでの申請サポート〉

- **受付時間** 10:00～19:00（最終受付18:45）
※毎月第3土曜日の翌日曜日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は休業。臨時休業あり

〈市内26郵便局での申請サポート〉

- **場 所** は 北条浅海郵便局、北条立岩郵便局、北条郵便局、柳原郵便局、北条久保郵便局、中島郵便局、吉木郵便局、神和郵便局、松山興居島郵便局、松山泊郵便局、五明郵便局、堀江郵便局、松山伊台郵便局、松山山越郵便局、松山西郵便局、道後郵便局、湯山郵便局、松山正円寺郵便局、松山南吉田郵便局、松山余戸郵便局、松山今出郵便局、松山石井郵便局、小野郵便局、松山南郵便局、荏原郵便局、久谷郵便局
- **受付時間** 令和9年3月31日までの平日9:00～17:00（一部の局で昼時間帯の窓口休止）
※申請サポートの注意事項
・申請者本人がお越しください。
・15歳未満の方は親権者、成年被後見人の方は成年後見人の同行が必要です。

〈QRコード付申請書送付の電話受付〉

- **申 込 先** は 市民課 マイナンバーカード担当
☎ 089-948-6569
マイナンバーカードセンター
☎ 089-907-0810

- **申 込 方 法** 申請書が必要な人の住所、氏名、生年月日と、申し込む人（電話をかけた人）の住所、氏名、申請書が必要な人との関係、連絡先電話番号をお伝えください。
- **発行できる申請書** 松山市に住民票があり、マイナンバーカードの申請をする人の申請書ID・QRコード付交付申請書
- **申請書の郵送方法** 申込み後、数日で住民票の住所地に転送不要郵便でお送りします。郵便局の転送サービスを利用されている場合は、お受け取りいただけ



ません。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※特定在留カード等の申請方法は異なりますのでご注意ください（特定在留カード等に関する問い合わせは☎089-948-6053）。

市民課（総合窓口センター） 本館1F

☎ 089-948-6569 FAX 089-934-1801

電子証明書の更新は？

有効期限の2～3か月前を目途に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から「有効期限通知書」が転送不要郵便で送付されます。

- **手続に必要な物**は マイナンバーカード（特定在留カード等）と暗証番号（暗証番号が分からない場合は、再設定をするために、運転免許証や資格確認書などのマイナンバーカード以外の本人確認書類が必要です）
※本人以外の方が窓口へ来られる場合は事前に下記にお問い合わせください。

- **手続できる場所**は マイナンバーカードセンター、各支所、出口出張所
※本人以外の方が窓口に来られる場合は、支所と出口出張所では手続ができません。

- **受付時間**は
マイナンバーカードセンターは
10:00～19:00（最終受付18:45）
※毎月第3土曜日の翌日曜日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は休業。臨時休業あり
各支所、出口出張所は 平日8:30～17:00
- **手続ができる期間** 有効期限（電子証明書の発行日から5回目の誕生日）の3か月前の翌日から
※電子証明書の有効期限を過ぎていても、マイナンバーカードの有効期限内であれば電子証明書を発行することができます。

松山市マイナンバーカードセンター

湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋南館1階

☎ 089-907-0810

印鑑登録

印鑑登録証明書や登録印鑑は、さまざまな契約や不動産登記、自動車の登録などに使われる大切なものです。

印鑑登録をするときは？

- **印鑑登録の申請場所** 市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所（浅海・立岩・河野・栗井）
- **印鑑登録のできる人** 松山市に住民登録がある方。



？
お問い合わせ

☺
対象

手続き



戸籍と住所

▼
手続き・受付時間、
定休日など

¥
料金・
支給金など

時
利用時間

休
休館・休園

ただし15歳未満の方や自分の意思で申請できない人は登録できません。

登録できる印鑑は1人1個です。1つの印鑑を、複数の方が登録することはできません。

- ▼ **登録方法と必要なもの** 即日登録を受けるためには、登録しようとする本人が、登録したい印鑑と官公署発行の顔写真つきの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどで有効期限内のもの）を持参する必要があります。

規定の本人確認書類がない場合は、松山市で印鑑登録をされている18歳以上の人に保証人となっていていただきます（保証人の登録印鑑と印鑑登録証が必要）。規定の本人確認書類または保証人もいない場合は、登録する本人あてに照会書を郵送し、意思・所在確認をするため、登録に5～10日間程度かかります。

- **代理人による登録申請** 本人申請が原則ですが、やむを得ない理由により本人申請ができない場合は、代理人による申請ができます。ただし、登録者本人へ照会書などを郵送し、意思・所在確認をするため、登録に5～10日間程度かかります。代理人登録申請は、登録される方の印鑑（登録したい印鑑）と委任状（代理権授与通知（疎明）書）と窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・医療保険証など）が必要です。

- **窓口での本人確認** 窓口で照会書・回答書を持参していただくときに、登録者本人と窓口に来た方の両方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、医療保険証、年金証書・手帳、介護保険証などで有効期限内のもの）の提示が必要です（登録者本人分についてはコピー可）。ご理解とご協力をお願いします。

登録できない印鑑

- ① 住民基本台帳に記載されている氏名（旧氏）以外の文字を表しているもの
- ② 変形しやすいもの（ゴム印など）
- ③ 機械彫りで同一印影が多いもの
- ④ 印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの
- ⑤ 印影の大きさが一辺8mmの正方形に収まるものまたは25mm以下の正方形に収まらないもの
- ⑥ 輪郭のないものあるいは著しく欠けているもの
- ⑦ 龍紋、唐草模様、家紋、ローマ字などを氏名の周りに組み合わせたもの
- ⑧ 指輪になった印鑑または逆さ彫り（白抜き文字）の印鑑

※上記以外の印鑑でも登録できない場合がありますので、詳しくは市民課印鑑担当（089-948-6338）へお問い合わせください。

- ¥ **手数料** は 300円（印鑑登録証明書は1通につき300円別途必要）



市民課（総合窓口センター） 本館1F

☎ 089-948-6338 FAX 089-934-1801

印鑑登録証明書の発行は？

印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証（カード）と本人確認書類（運転免許証など）を必ず持参し、市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所（浅海・立岩・河野・栗井）、各市民サービスセンターで請求してください。※本人来庁に限りマイナンバーカード（特定在留カード等）の提示で印鑑登録証明書が発行できます。

代理人が申請する場合は、申請者本人の登録証（カード）と、代理人の本人確認書類が必要です（委任状は不要ですが、正確な住所・氏名・生年月日の記入が必要です）。※登録印のみお持ちいただいても証明書は発行できません。



市民課（総合窓口センター） 本館1F

☎ 089-948-6342 FAX 089-934-1801

登録証・登録印を無くしたときは？

登録証（カード）を無くしたときは登録印を、登録印を無くしたときは登録証（カード）を持参して市民課、各支所で亡失届を出してください。いずれの場合も、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、医療保険証など）が必要です。なお、印鑑登録証明書が必要な場合は、新規登録が必要となりますので、『印鑑登録をするときは？』をご参照ください。



市民課（総合窓口センター） 本館1F

☎ 089-948-6338 FAX 089-934-1801

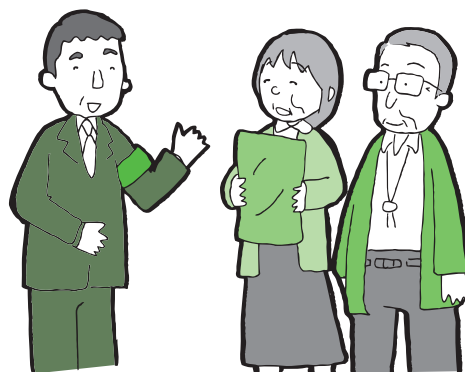
印鑑登録を廃止したいときは？

登録証（カード）と登録印、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、医療保険証など）を持参して市民課、各支所で廃止届を出してください。再登録や印鑑を新調する場合は、新規登録の手続きが必要となりますので、『印鑑登録をするときは？』をご参照ください。



市民課（総合窓口センター） 本館1F

☎ 089-948-6338 FAX 089-934-1801



特別永住者手続き

特別永住者に関する届け出は？

特別永住者証明書に記載されている事項が変更になった場合は、市役所を経由して出入国在留管理庁長官に届け出が必要です。

※中長期在留者は、地方出入国在留管理官署での手続きとなります。

※あわせて、特定特別永住者証明書の申請も可能です。



市民課(総合窓口センター) 本館1F

☎ 089-948-6053 FAX 089-934-1801

届け出の種類	届け出の期間	届け出をする人	場所	用紙	届け出に必要なもの
特別永住許可申請 (出生したとき)	出生した日から 60日以内	代理義務者または代 理人(※)	市民課 外国人コー ナー	市 民 課	●父または母の特別永住者証明書 ●出生届受理証明書 ●出生子の住民票 など
特別永住者証明書の有効期 間更新申請	原則、有効期限の 2か月前から有効 期限まで	本人、代理義務者ま たは代理人(※)			●特別永住者証明書 ●写真1枚(縦4cm、横3cm) ●旅券(交付を受けている方のみ) ●委任状(代理人の場合) など
特別永住者証明書の再交付 申請(紛失など)	紛失などに気付い てから14日以内	同上			●写真1枚(縦4cm、横3cm) ●旅券(交付を受けている方のみ) ●委任状(代理人の場合) ●紛失を証明する警察の書類など

※代理人が申請する場合は、外国人コーナーまでお問い合わせください。

パスポート(旅券)

松山市に住民票がある方は、松山市パスポートセンターで手続きとなります。

申請から受取まで、約2週間(祝日を除く)かかりますので、早めに手続きをしてください。

代理人が申請できますが、申請書に不備があると受付できませんので、事前にご相談ください。

受取は必ずご本人がお越しください。

▼ 業 務 日 年末年始を除く毎日



受付時間 申請 9:00~17:30
受取 9:00~18:00

※申請手続きの場合、申請書への記入や内容確認にかかる時間や混雑具合もございますので、17:30までにお越しください。



パスポートセンター(宮西一丁目)
(フジグラン松山別棟2F)

☎ 089-926-3330 FAX 089-925-9968

窓口でのパスポートの申請に必要な書類の一例(詳しくは、お問い合わせください)

1 一般旅券発給申請書 1通	松山市パスポートセンター、市民課、各支所、各サービスセンターにあります。
2 戸籍謄本 1通 ・6か月以内に発行されたもの	有効なパスポートをお持ちの方の申請で、旅券の氏名、本籍の都道府県名、性別に変更がなければ省略できます(未成年の方の申請は省略できない場合もあります)。同一戸籍内の複数の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通でかまいません。松山市に本籍がある人は、申請時に合わせて取得することができます。松山市に本籍がない人は、平日(9:00~16:30)のみ申請時に合わせて取得することができます。(ただし官公署発行の顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。)
3 写真 1枚 ・6か月以内に撮影したもの ・規格を満たしたもの	パスポートに転写され、本人確認に使用される写真ですので、不適当な写真では受付できません。
4 本人確認書類 (コピーは不可)	1点でよいもの(有効なパスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど)と2点必要なもの(各種健康保険等の資格確認書、年金手帳、年金証書など)があります。
5 前回取得したパスポート	有効期間内のパスポートは必ず必要です。失効している場合も確認しますので、できるだけお持ちください。
6 その他	旅券発給に必要な事項が十分に確認できない場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン(電子)申請も可能です(一部条件あり)。詳しくは、ホームページをご覧ください。



お問い合わせ



対象

手続き



パスポート
(旅券)



手続き・受付時間
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

市民サービスセンター

休日の証明書の発行は？

住民票の写しなど各種証明書を発行する「市民サービスセンター」を、フジグラン松山といよてつ高島屋に開設しています。

土・日・祝日など市役所の閉庁日でも、各種証明書の取得や市立図書館の図書の返却などができます。

市民サービスセンター以外でもマイナンバーカード（特定在留カード等）かマイナンバーカードの電子証明書を搭載したスマートフォンがあれば閉庁日もコンビニエンスストアなどで証明書が取得できます。（79ページ参照）

利用時間

場 所	フジグラン松山別棟 2F	いよてつ高島屋南館 2F
時 間	9:00～18:00	10:00～18:00
休 業 日	—	毎週火曜日
	ただし、12月29日～1月3日は休みます	
電 話	☎089-926-9911	☎089-941-9911

市民課・市民サービスセンター・支所などでキャッシュレス決済

市民課や市民サービスセンター・支所などで取り扱う「住民票の写し」など、証明書の交付手数料の支払いで、キャッシュレス決済が利用できます。

●利用できる場所

- 松山市総合窓口センター（松山市役所本館1階市民課）
- 市民サービスセンターフジグラン松山
- 市民サービスセンターいよてつ高島屋
- 松山市パスポートセンター
- 全支所22ヶ所、出口出張所

●利用できる支払方法

●クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、銀聯（ぎんれん）、AMERICAN EXPRESS、DinersClub、DISCOVER

●電子マネー

iD、nanaco、楽天Edy、WAON、まちペイ、QUIC Pay、マチカマネー、全国相互利用可能な交通系ICカード（PiTaPaを除く）

●コード決済

auPAY、d払い、メルペイ、PayPay、まちペイ、Alipay、Wechat Pay、楽天ペイ、J-Coin Pay、Bank Pay、ゆうちょPay、Smart Code、AEON Pay

注意事項

- 一部の手数料・税金等の支払いには利用できません。
- クレジットカードの支払回数は一括払いのみです。

●サービス内容

- 戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書、除籍謄（抄）本、改製原戸籍謄（抄）本、受理証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、税証明書（完納証明書を除く）の発行
- 市立図書館の図書返却
- 市県民税、固定資産税、軽自動車税（納期限までに納付するものに限る）、保育所保育料、市立延長保育料、市立保育所一時預かり保育料及び地域型保育利用料（納期限までに納付するものに限る）、ふるさと納税（笑顔広がる松山応援寄附金）などの収納業務

- 電子マネーの取り消しはできません。
- ポイントでのお支払いはできません。
- チャージの取り扱いはできません。
- 複数の支払方法の併用はできません。（例：クレジットカードと現金、電子マネーとコード決済等）
- キャッシュレス決済は領収書が発行できません。



市民課 本館 1F

☎ 089-948-6347 FAX 089-934-1801

キャッシュレス決済の取扱い窓口は？

キャッシュレス決済で支払うことができる窓口を拡大し、各種手数料や施設利用料などをキャッシュレス決済で支払うことが可能になりました。対象窓口や詳細は、市ホームページでご確認ください。



会計事務局 本館 4階

☎ 089-948-6244 FAX 089-946-3001

国民健康保険

国民はだれでも必ず公的健康保険に加入し、保険給付を受けることになっています。

国民健康保険（以下、国保）は、私たちが病気やけがをして医療機関を受診したときに経済的な負担を少しで

手続き



国民健康保険

も軽くし、安心して治療が受けられる大切な制度です。
国保には、①職場の健康保険や共済組合などの加入者
②生活保護受給者③後期高齢者医療制度加入者を除き必ず加入しなければなりません。

国民健康保険のマイナンバーが必要な申請や届け出

マイナンバーの利用開始に伴い、下記手続きの際は、世帯主のマイナンバーカードなど『マイナンバーが確認できる書類』と窓口に来られる人の運転免許証などの『本人確認書類』をお持ちください。



①国保に入る、やめるなど

- 国民健康保険被保険者関係届書（取得・喪失・変更）
- 再交付申請書 ほか

📞 国保資格担当（3番窓口） ☎ 089-948-6363

②給付を受けるとき

- 高額療養費支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 葬祭費支給申請書 ほか

📞 国保給付担当（7番窓口） ☎ 089-948-6361

③保険料に関すること

- 特例対象被保険者等にかかる届出書（非自発的失業者への軽減） ほか

📞 国保賦課担当（2番窓口） ☎ 089-948-6365

松山市 国保

🔍 検索

こんなときは14日以内に届け出を

（★マイナンバーが必要で（先述））

●国保に入るとき

※加入の届け出が遅れた場合、国保料をさかのぼって計算します。

こんなときは	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	健康保険の喪失証明書
他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
子どもが生まれたとき	資格確認書など（世帯主）※出産育児一時金は別途必要書類あり

●国保をやめるとき

こんなときは	届け出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	職場の資格確認書など（カードタイプの場合は全員分）
他の市区町村へ転出するとき	資格確認書など
被保険者が死亡したとき	資格確認書など※葬祭費は別途必要書類あり

📞 健康保険課 国保資格担当 別館3F（3番窓口） ☎ 089-948-6363 FAX 089-934-0115

国保料は？

国保料の納付義務者は、国保の加入者がいる世帯の「世帯主」と定められています。

●国保料の決定方法は？

国保料は、「医療分」と「支援分」（0歳～74歳の人
が「後期高齢者医療制度」を支援するための国保料）と
「介護分」（40歳～64歳の人介護保険制度を支える
ための国保料）と「子ども分」（18歳～74歳の人「子

ども・子育て世帯」を支援するための国保料）で構成されています。

それぞれ前年中の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額に料率をかけて計算する「所得割額」、国保加入者1人あたりにかかる「均等割額」、1世帯あたりにかかる「平等割額」の合計により国保料を決定します。

※国保料の最高限度額は、「医療分：67万円」「支援分：26万円」「介護分：17万円」「子ども分：3万円」となります。

※他市区町村から転入された人は、転入前の住所地への所得照会により国保料が変更される場合があります。

●国保料の納付方法は？

国保料の納付は、年間分を6月から翌年3月までの年10回で納める普通徴収（納付書払いまたは口座振替）となります。

※納付書払いの場合はスマートフォン決済アプリもご利用いただけます。

また、65歳～74歳で諸条件に該当した人は年金の支給月（偶数月）の年6回で納める特別徴収（年金天引き）となります。ただし、手続きすることにより年金天引きから口座振替に納付方法を変更することができます。

📞 健康保険課 国保賦課担当 別館3F（2番窓口） ☎ 089-948-6365 FAX 089-934-0115

高齢受給者医療制度は？

国保加入者で70歳～74歳の人対象です。医療機関等にかかるときはマイナ保険証か愛媛県国民健康保険資格確認書が必要です。

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、愛媛県国民健康保険資格確認書や資格情報のお知らせに記載されています（2割、または3割）。なお、70歳を迎えられる誕生月の翌月（1日生まれの方はその月）からの適用になります。

📞 健康保険課 国保資格担当 別館3F（3番窓口） ☎ 089-948-6363 FAX 089-934-0115

支給と助成

高額療養費は？

国保加入者が、医療機関で治療を受け、1カ月（1日から末日まで）の医療費の自己負担額が、一定額（自己負担限度額）を超えるときは、超えた額を高額療養費として支給します（自己負担額の計算方法は年齢や所得の状況によって変わります。また、食事代、差額ベッド代や保険のきかない治療は対象になりません）。

●高額療養費の支給要件は

入院・外来別（医療機関ごと、医科・歯科別）の1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき。

？
お問い合わせ

😊
対象

手続き



国民健康保険

📍
手続き・受付時間、
定休日など

💰
料金・
支給金など

🕒
利用時間

🏠
休館・休園

- **高額療養費の申請は(★マイナンバーが必要です(先述))**
資格確認書など、医療機関の領収書、世帯主の預金口座番号が分かるものを持参の上、保険給付・年金課または各支所・出張所で申請してください。

なお、医療機関窓口での支払いの負担をおさえるために、次の制度があります。

● 限度額適用認定証の交付

国保加入者が、入院や外来などで医療費が高額になる場合、限度額適用認定証を提示することで、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額におさえられます。

この制度の適用を受けるには、あらかじめ限度額適用認定証の交付が必要となりますので、保険給付・年金課または各支所・出張所で申請してください。

なお、本人同意のもと、マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）を利用することで、限度額適用認定証の提示が不要になる場合があります。

● 限度額適用認定証の交付対象者

- ・70歳未満で保険料を滞納していない人（保険料に滞納がある場合は保険料の納付状況を確認させていただきます。）
- ・70～74歳で市民税非課税世帯の人
- ・70～74歳で課税世帯の方は、所得状況により交付条件が異なりますので、下記担当までお問い合わせください。

● 必要なもの

- ・資格確認書など

? 保険給付・年金課 別館3F（7番窓口）
☎ 089-948-6361 FAX 089-934-2631

出産育児一時金・葬祭費の支給は？

国保に加入している人が、出産したときは出産育児一時金を、死亡したときは葬祭費を、それぞれ支給します。

● 出産育児一時金（★マイナンバーが必要です（先述））

- 世帯主に500,000円を支給します。
 - ・妊娠85日以上の子死産を含みます。
 - ・産科医療補償制度対象外の場合は12,000円を差し引きます。
 - ・職場の健康保険などで出産育児一時金に相当する給付を受ける場合は支給できません。
- 出産費用の直接支払制度（手続きについては、病院等でご確認ください。）
 - ・病院等から請求される出産費用について、市から病院等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産時に多額の費用を準備する必要がなくなります。
 - ・出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合は、差額を支給しますので、保険給付・年金課または各支所・出張所で申請してください。
- 申請に必要なもの
 - ・資格確認書など、出産費用明細書、直接支払制度利用の有無が分かるもの、母子手帳または医師の証明、世帯主の預金口座番号が分かるもの

● 葬祭費（★マイナンバーが必要です（先述））

- 葬儀を行った人に2万円を支給します。
 - ・職場の健康保険などで葬祭費に相当する給付を受ける場合は支給できません。
- 申請に必要なもの
 - ・亡くなった方の資格確認書など、預金口座番号が分かるもの

? 保険給付・年金課 別館3F（7番窓口）
☎ 089-948-6361 FAX 089-934-2631

国民年金

日本国内に住所のある20歳～59歳のすべての人は国民年金に加入することになっています。年をとったり、病気やけがで障がいが残ったり、あるいは配偶者が死亡して母子（父子）家庭になったときは、年金や一時金を受けられることがあります。

加入と保険料

国民年金に加入する人は？

国民年金に加入する人は、保険料の負担方法の違いなどから次の3種類に分かれます。

第1号被保険者	20歳～59歳の人で自営業・農業、自由業などに従事している人および学生 任意加入者 ①海外に住んでいる20歳～69歳の人（65歳以上は制限あり） ②60歳～69歳の人（65歳以上は制限あり）
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 各種共済組合の組合員など （いずれも個別に国民年金への加入手続きは不要です）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者 （20歳～59歳の人）

加入の手続き

- 退職したとき、健康保険の扶養からはずれたときなどは届け出が必要です。届け出を忘れると将来、年金を受け取ることができなくなることがありますから、十分に注意してください。
- 届け出に必要なものは年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、本人確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）、退職日が分かるもの（離職票など）、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類です。
- 第2号・第3号被保険者の手続きは事業主が直接年金事務所に届け出します。事業所にてご確認ください。

? 保険給付・年金課 年金担当 別館3F（6番窓口）
☎ 089-948-6356 FAX 089-934-2631

国民年金保険料は？

第1号被保険者の保険料	●定額保険料 1カ月 17,920円 ●付加保険料 1カ月 400円 (将来、より多くの老齢基礎年金を受けるために希望して納める保険料で、申し込みが必要です)
第2号被保険者の保険料	厚生年金・共済組合の保険料として給料から天引きされます
第3号被保険者の保険料	自分で保険料を納める必要はありません

- 第1号被保険者の保険料は、支払い方法によっては割引があります。下記までお問い合わせください。

？ 保険給付・年金課 年金担当 別館3F (6番窓口)
☎ 089-948-6356 FAX 089-934-2631

国民年金保険料の支払いが困難な人は？

- 免除制度 (全額・4分の3・半額・4分の1)
所得の減少や失業により、経済的に保険料の支払いが

困難な人は、本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の場合、申請し承認を受ければ保険料の納付が全額または一部免除されます。

●納付猶予制度

20歳～49歳の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を納めることが猶予される制度があります。

●学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合は、保険料を納めることが猶予される制度があります。申請には、学生であることを証明する書類が必要です。

※これらの制度を利用された方は、そのままにしておくと将来受け取る老齢年金が減額されます。そのため、後から保険料を納付することで年金額を満額に近づけることができる追納制度があります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

？ 保険給付・年金課 年金担当 別館3F (6番窓口)
☎ 089-948-6356 FAX 089-934-2631

手続き



国民年金

国民年金給付の種類は？

種 類	年金が受けられる資格	年 金 額												
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と保険料を免除された期間などの合計が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。 なお、60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、この場合の年金額は、受けるときの年齢・年齢月に応じて一定の割合で減額されます。また、65歳から受けずに、70歳までの希望する月まで繰り下げして増額してもらうこともできます。(繰り上げ、繰り下げを行った場合、生涯、減額または増額した額で変わりません。)	年額 847,300円 (月額 70,608円) (20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めた場合) ※昭和31年4月1日以前生まれの方 年額 844,900円 (月額 70,408円)												
障害基礎年金 一定の要件に該当していること	国民年金に加入している間に病気・けがをして障がい者(国民年金法で定める障害の程度が2級以上)になったときに受けられます。また20歳前の障がいの人は、20歳になったときから受けられます。また、65歳までに初診日があり、認定日において国民年金法に定める程度に該当していれば65歳を過ぎても請求できる場合があります。 なお、生計を維持している18歳に達する年度末までの間の子、または20歳未満で障害等級1・2級の障がいの状態にある子がいるときは加算されます。	1級 年額 1,059,125円 (月額 88,260円) 2級 年額 847,300円 (月額 70,608円) ※昭和31年4月1日以前生まれの方 1級 年額 1,056,125円 (月額 88,010円) 2級 年額 844,900円 (月額 70,408円) <table><tr><td>加算対象の子</td><td>加算額</td></tr><tr><td>1人目・2人目</td><td>年額 各 243,800円</td></tr><tr><td>3人目以降</td><td>年額 各 81,300円</td></tr></table> (年金額は令和8年4月から)	加算対象の子	加算額	1人目・2人目	年額 各 243,800円	3人目以降	年額 各 81,300円						
加算対象の子	加算額													
1人目・2人目	年額 各 243,800円													
3人目以降	年額 各 81,300円													
遺族基礎年金 一定の要件に該当していること	国民年金加入者や、加入したことのある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または、子が受けられます。 「子」とは、18歳に達する年度末までの間の子、または20歳未満で障害等級1・2級の障がいの状態にある子のことをいいます。	子1人年額 1,091,100円 (月額 90,925円) 子どもに対する加算額は障害基礎年金と同じです ※昭和31年4月1日以前生まれの方 子1人年額 1,088,700円 (月額 90,725円)												
寡 婦 年 金 一定の要件に該当していること	老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、受ける前に亡くなったとき、その妻(婚姻関係10年以上)に、60歳から65歳になるまで支給されます。	夫が受けるはずの老齢基礎年金額の4分の3												
付 加 年 金	付加保険料(月額400円)を納めている人が受けられます。	200円×付加保険料の納付月数(年額)												
死 亡 一 時 金 一定の要件に該当していること	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金または、寡婦年金を受けられない場合に受けられます。(保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数) <table><tr><td>36月以上180月未満</td><td>120,000円</td><td>180月以上240月未満</td><td>145,000円</td></tr><tr><td>240月以上300月未満</td><td>170,000円</td><td>300月以上360月未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>360月以上420月未満</td><td>270,000円</td><td>420月以上</td><td>320,000円</td></tr></table>	36月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円	
36月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円											
240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円											
360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円											

※障害基礎年金 (20歳前障害) を受給中の方は、前年の所得審査があり、所得の申告が必要な場合があります。

？ 手続き・受付時間、定休日など

¥ 料金・支給金など

時 利用時間

休 休館・休園

特別障害給付金は

障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に対して、福祉的措置により給付金が支給されます（一定の要件に該当していること）。

対象者

- 平成3年3月以前の学生
- 昭和61年3月以前の厚生年金保険等に参加していた人の配偶者

令和8年度	月額1級	58,650円
	2級	46,920円

※支給調整あり

 **保険給付・年金課 年金担当** 別館3F (6番窓口)
 089-948-6356  089-934-2631

関連情報コーナー

- 各種相談窓口（税金・年金）…………… **64**ページ
- 介護保険…………… **134**ページ
- 障がい者福祉…………… **143**ページ

税金

松山市では、市民の皆さんが豊かな市民生活を送れるよう、さまざまな取り組みを行っています。

そして、その取り組みのために使われているのが税金です。皆さんが納めた税金は、市民の皆さんの快適な暮らしを支える大切な財源です。

市県民税は？

 課税の対象となる人

1月1日現在、市内に住んでいる人や、市内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で市内に住んでいない人。ただし、次のいずれかに該当する人には課税されません。

- 前年中の所得が一定額以下の人
- 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦の人で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

● 申告をしなければならない人

1月1日現在、市内に住んでいる人で、前年中に所得のあった人は、3月15日までに申告してください。

ただし、次の人は申告する必要はありません。

- 勤務先からの給与支払報告書および年金支払者からの公的年金支払報告書が提出され、前年中に給与および公的年金以外に所得の無い人
- 税務署へ確定申告書を提出した人

※県民税は市が市民税と合わせて賦課徴収することになっており、税率、税額控除等を除き、市民税と同じ取り扱いとなっています。

 市民税課 個人市民税担当 本館2F
 089-948-6290

法人市民税は？

法人に対する地方税（法人市民税）には、均等割と法人税割があります。

$$\text{法人市民税額} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

納税義務者

 納税義務がある法人等	法人市民税の区分	
	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所がある法人	○	○
市内に寮、保養所等のみがある法人	○	×
市内に事務所または事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	○	○
市内に事務所または事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	×

 **市民税課 法人担当** 本館 2F
 089-948-6304

事業所税は？

事業所税は、一定規模を超える事業を行っている事業主に対して課税される税金です。

納税義務者は、(1)資産割が市内で使用する事業所等の床面積の合計が1,000㎡を超える規模で事業を行う法人または個人(2)従業者割が市内の事業所等の従業者数の合計が100人を超える規模で事業を行う法人または個人です。

税率は、資産割が事業所床面積1㎡につき税率600円、
従業者割が従業者給与総額の0.25%です。

 **市民税課 法人担当** 本館2F
 089-948-6301

軽自動車税は？

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車などを所有している人に課税されます。

 **市民税課 諸税担当** 本館2F
 089-948-6302



登録・変更は？

対象になる車	届け出先	申告に必要なもの
原動機付自転車 ●第1種（50cc以下） （特定小型原付を含む） （125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下） ●第2種乙（50ccを超え90cc以下） ●第2種甲（90ccを超え125cc以下） 原付ミニカー （50cc以下） 小型特殊自動車 ●農耕作業用 （トラクター、コンバイン等） ●特殊作業用 （フォークリフト等）	市役所市民税課 ☎089-948-6302 北条支所 ☎089-993-4510 中島支所 ☎089-997-1842 ※北条・中島以外の各支所は松山市ナンバーの廃車申告の取り次ぎのみを行っています	新規登録 ●譲渡証明もしくは販売証明 （申請書内の該当欄に記載か、別紙にて添付） ●車台番号を確認できるもの（下記のいずれか） ・現車 もしくは、石ずり（車台番号の上に紙をあて鉛筆などで写しとったもの） ・販売証明書 ・市町村で発行している証明書 ※届出者の本人確認をさせていただきますので運転免許証、マイナンバーカードなどをご持参ください 名義変更 ●ナンバープレート （紛失の場合は申請書に理由を記載） ※届出者の本人確認をさせていただきますので運転免許証、マイナンバーカードなどをご持参ください 廃車
軽自動車（2輪） ●軽2輪（125ccを超え250cc以下） ●2輪の小型自動車（250ccを超えるもの） 普通自動車 ●660ccを超える全車両	四国運輸局 愛媛運輸支局 （森松町）	各申告に必要なものは、☎050-5540-2076へ 音声ガイダンスにしたがって操作してください
軽自動車 ●3輪、4輪のもの（660cc以下）	軽自動車検査協会 （南高井町）	各申告に必要なものは、☎050-3816-3124へ 音声ガイダンスにしたがって操作してください

固定資産税は？

土地、家屋、償却資産（事業のために使っている機械器具類など）を所有している人に課税されます。

😊 課税の対象となる人

1月1日現在で、土地・建物登記簿、償却資産課税台帳または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録をされている人。

¥ 税額の計算方法

固定資産の評価は、固定資産の評価基準に基づき価格を決定し、課税標準額を算定します。

課税標準額×税率（1.4/100）＝税額

ただし、市内で同一人が所有している土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計額が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合には課税されません。

● 縦覧期間

地方税法により4月1日から4月20日、または、最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までとなります（期間については、広報紙でお知らせします）。

縦覧のできる人は、納税者および代理権を有する代理人です。

資産税課 土地担当 ☎089-948-6313 本館2F

？ 資産税課 家屋担当 ☎089-948-6319 本館2F

資産税課 償却資産担当 ☎089-948-6309 本館2F

納期限は？

（令和8年度）

納期限	全期	1期	2期	3期	4期
税金の種類					
市県民税・森林環境税 （普通徴収）	－	6/30	8/31	11/2	翌年 2/1
固定資産税	－	4/30	7/31	9/30	12/25
軽自動車税	6/1			－	

※口座振替・自動払込は、納期限に預貯金口座から自動的に引き落とされますので大変便利です。是非ご利用ください。



納付推進課 収納管理担当 本館2F

☎089-948-6271 FAX 089-934-1802

市税に関する証明は？

● 申請に本人確認書類が必要です

① 確認書類1点の提示でよいもの

官公署等発行の顔写真つきの本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、国・県・市区町村職員証、宅地建物取引士証などの各種資格証、在留カードなど有効期限内のものに限る）

② 確認書類2点の提示が必要なもの

ア. 資格確認書、年金手帳・証書、介護保険証など（有効期限内のものに限る）

イ. 上記アの2点または上記アの1点と次の中から1点を組み合わせたもの

民間企業の社員証、学生証、官公署発行の本人宛郵便物など

● 請求できる人

- 本人（松山市在住の同一世帯の親族を含む）、相続人、納税管理人など
- 本人が自署または記名・押印した委任状、代理権授与通知書などを持参された人
- 法人の場合は、法人印が押印された委任状、代理権授与通知書などを持参された人
ただし、法人の代表者が申請する場合、商業登記簿または印鑑証明書（いずれも原本。交付から3ヶ月以内）で代表者が確認できれば、法人からの委任状、

法人印の押印は不要です。



納付推進課 証明担当 本館 2F



089-948-6285



089-934-1802

関連情報コーナー

● 市役所・支所・出張所…………… **170** ページ

手続き



税

金

種 類	内 容	窓 口	手数料
市県民税課税（所得）証明	所得額・税額の証明、非課税の証明		1通につき 300円
納税証明	納税状況についての証明 ※法人市民税については、納付推進課（本館2階4番窓口） 興居島支所、中島支所	納付推進課（本館2階4番窓口） 総合窓口センター（本館1階） 各支所 市民サービスセンター （フジグラン松山別棟2階・いよてつ高島屋南館2階）	1通につき 300円
継続検査用納税証明	軽自動車税（種別割）に未納がないことの証明（車検用）		無 料
固定資産（公課・評価）証明	固定資産の評価額、税額相当額等に関する証明		1通につき 300円
完納証明（松山市役所提出専用）	延滞金を含め市税に滞納がないことの証明	個人、法人は納付推進課（本館2階4番窓口） 興居島支所・中島支所 個人は各支所出口出張所	1通につき 300円
固定資産証明（無資産証明）	固定資産課税台帳（土地・家屋）に登録されていないことの証明	資産課税（本館2階5番窓口）のみ	1通につき 300円

※税証明窓口では、手数料の支払いにキャッシュレス決済が利用できます。（支所・出張所では利用できません。）

「あっ！」というっかりの納め忘れがないのは口座振替だけ！

● いつもの納付手続きが不要で、納め忘れなし！

口座振替なら、一度登録をすると納期に「自動で」口座から引落としされます。

納期のたびに納付手続きをする必要がなくなります。

● WEB申込みは、「最短3分」

印鑑不要 その場で完結！

WEBなら、いつでもどこでも申込みができます。



● ナンバープレートの番号で申込みができます！（軽自動車税）

お申込みはこちら

通知書番号が分からない場合は、ナンバープレートの番号を入力してください。

例：道後・松山市 A 1234 の場合

→ 10桁「0000001234」



納付推進課 本館 2F



089-947-6515

納税は便利な口座振替で!!

最短3分。

WEB申込みは、印鑑不要 その場で完結!

※申込ハガキ、または金融機関等の窓口でもお申込みできます

申込はここから

このやあべりじや